

農家の皆様へ

令和5年度 有田市援農者宿舎改修事業のご案内！

有田市では、農家が雇用する援農者(季節労働者)の宿泊場所とするために住宅、倉庫等を改修する工事に対し、その経費の一部を補助します。

最大40万円の補助が受けられます！(5名程度)

改修物件により補助率が変わります【上限40万円】

申請受付期間： 令和5年5月8日(月)～6月2日(金) 午後5時

申請受付場所： 有田市役所 有田みかん課

重要

予算額を超える申請があった場合は、抽選とさせていただきます。

※抽選日:令和5年6月3日(土) 午前10時から

抽選場所:有田市役所3階会議室

- 申請できる方は、有田市に住所があり、かつ農業を営み、一定要件を満たした**認定農業者等**です。
- 令和5年6月2日時点の申請が予算額に達しない場合は、予算額に達するまで随時申請を受け付けます。

◇補助対象者◇

次に掲げる条件をすべて満たす方が申請できます

- 援農者(季節労働者)を宿泊させるために、改修工事を行う者**
- 認定農業者として認定されている農業者等**
- 市税を滞納していないこと。
- 持ち家住宅等の場合、所有者もしくはその親族。
- 借家等の場合、賃借を受けている方、もしくはその親族。
- ご家族を含め、暴力団員等でない方。

※所有者本人以外の方の申請は、所有者の同意が必要です。

◇補助対象工事◇

次に掲げるすべてを満たす工事

- 援農者(季節労働者)の宿泊場所とするために行う改修工事
- 市内に事務所などがある法人や、市内に住所を有する個人事業者において、1年以上継続して営んでいる施工業者が実施すること。
- 補助対象となる工事費(消費税を除く)が**10万円以上**であること。
- 補助金の交付決定後に契約、着工し、**令和6年3月29日**までに工事完了報告書の提出が出来る工事であること。

◇補助率・補助限度額◇

○補助率

空き家(賃借、自己所有)の場合、工事費用(消費税別)の2/3以内
自己所有の住宅、倉庫等の場合、工事費用(消費税別)の1/2以内
(千円未満の端数は切捨てとします。)

○ただし、**補助額の上限は40万円とする。**

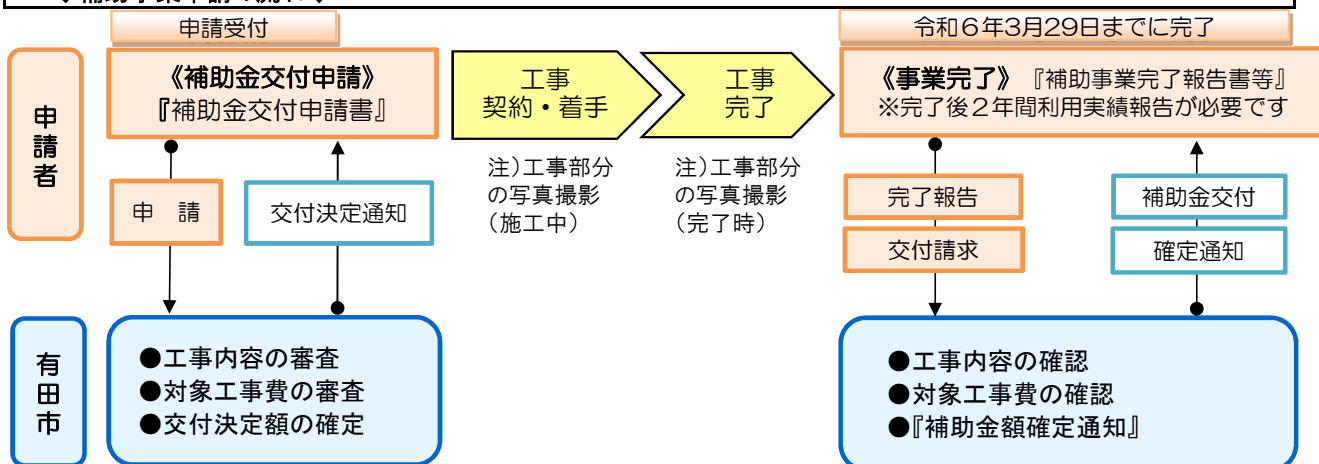
◇補助対象住宅等◇

- 空き家(賃貸契約を結んでいる空き家、農家が所有する空き家)
- 農家が所有する住宅、倉庫、車庫、納屋等

◇その他◇

- 補助金の交付決定前に**工事契約や工事着手を行った場合は、補助対象となりません。**
- 補助金の交付申請は、一戸の建造物につき1回限りです。

◇補助事業申請の流れ◇



※裏面も必ずご確認ください

◇申請等に必要書類◇

補助金交付申請

●補助金交付申請書【様式第1号】

《添付書類》

- 1 誓約書兼同意書【様式第2号】
- 2 空き家、住宅・倉庫等の位置図
- 3 改修工事の見積書の写し(内訳明細付き)
- 4 改修工事着工前の現況を明らかにする写真
- 5 改修工事の内容を明らかにする図面(対象箇所を明示)
- 6 施工業者を確認できる書類【施工業者要件証明書】
- 7 空き家等所有者の同意書
(申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有の場合)
- 8 債権者登録申請書(既に登録のある方は不要です)
- 9 暴力団排除誓約書
- 10 賃貸借等に関する契約書(賃貸している空き家の場合)
- 11 その他市長が必要と認めるもの

事業完了報告

●補助事業完了報告書【様式第9号】

《添付書類》

- 1 工事契約書(契約又は請け書の写し)
※有田市内の事業所で契約できる業者に限る
- 2 工事代金請求明細書及び領収書の写し
- 3 工事写真(施工中・完成後)
- 4 その他市長が必要と認めるもの

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用する方は、補助対象工事費からその金額を除きます。

- ①有田市高齢者居宅改修補助事業(高齢介護課)
- ②有田市移住推進空き家・空き地活用補助事業(経営企画課)
- ③有田市住宅リフォーム工事費補助事業(都市整備課)
- ④その他(雪害などによる損害保険等による補償など)

◇補助対象工事等の一例◇

凡例) ○:補助対象 ×:補助対象外 △:条件により補助対象

対象	改修工事等の内容
○	瓦の修理、屋根の葺替、屋根塗装、防水、雨どい修理
○	外壁材張り替え、タイル、外壁塗装、左官、大工工事
○	床張替え、壁クロス貼替え、手すり、段差解消
○	システムキッチン、風呂、洋式便器、ウォシュレット、洗面化粧台、エコキュートなどの設置工事
○	天井、壁、床の断熱、防音工事
○	サッシ、ドア、窓ガラスなどの設置工事
○	間取り変更工事
○	襖、障子の張替え、畳の表替え・取替え工事
○	造り付け家具の新設、補修
○	改修に伴う電気設備工事 照明器具、コンセントやスイッチ取付け、配線工事など
○	改修に伴う機械設備工事 配管工事、換気扇、給湯設備機器の設置など
×	新築、増築、改築、解体工事、コンテナハウス
×	住居部分以外に行う工事 店舗、事務所、ウッドデッキ、カーポートなど
×	外構工事 門扉、フェンス、塀、テラス、擁壁、舗装、屋外給排水工事など
×	耐震改修工事 有田市住宅耐震改修等事業をご活用下さい
×	合併浄化槽工事 有田市合併浄化槽設置整備事業補助金をご活用下さい
×	造園工事、植栽、剪定、花壇、芝張り工事など
×	家電製品購入及び備品 冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、その他移動可能な電化製品、カーテン、ブラインド、家具、食器棚など
×	改修以外の工事など シロアリ駆除、防蟻処理、インターネットなどの配線工事 アンテナ、ハウスクリーニング、排水管清掃、下水道への接続工事、太陽光発電システム、図面・書類作成費など
△	その他 (個別審査による)

※上記の工事は一例です。詳しくはお問い合わせください。

★補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。補助金申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

＜申込先・お問い合わせ先＞

有田市役所 経済建設部 有田みかん課（有田市役所3階）

住 所：有田市箕島50番地

電話番号：0737-22-3635(直通)

「申請書」のダウンロードや詳細情報は、有田市ホームページをご覧ください。

「申請書」は、市役所3階有田みかん課でも配布しています。